

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 27 日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の
「利用者負担額」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応等公衆衛生対策の観点から保育所等を臨時休園等(市町村からの登園自粛要請がなされている場合を含む。以下同じ。)した場合の利用者負担額については、一月当たり5日を超えて保育の提供がなされない場合に、保育の提供を受けた日数分の保育料を日割りすることとしておりました。

しかしながら、3月2日以降の小・中・高等学校の一斉休校要請によりこれまで原則開所をお願いしている保育所等においても保育士の不足等から登園自粛要請をせざるを得ない事例が増え、長期にわたって休園となる場合以外にも実質的に保育の提供がなされない状況が生じていると承知しているところです。このような場合には、市町村等の要請を受けて家庭での保育となるにもかかわらず、保育所等に実質的に登園できず家庭での保育となる日数が5日を超えずに日割り計算の対象とならないこともあることを踏まえ、一月当たり5日を超えない場合でも日割り計算の対象となるよう、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)について「一月当たり5日を超えて」の要件を削除する改正を行いました(子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和2年内閣府令第17号))。本改正は、上記状況の変化によるものであることを踏まえ、一斉休校が要請された3月2日以降に遡って適用することといたします。

各都道府県におかれましては、内容について御了知の上、管内市町村への周知・助言等をお願いいたします。

【照会先】

内閣府 子ども・子育て本部
参事官(子ども・子育て支援担当)付
TEL: 03-5253-2111(内線 38351)